

総 政 企 第 110号  
平 成19年 3月 9日

統計審議会会長

美 添 泰 人 殿

総 務 大 臣  
菅 義 偉

諮問第319号

工業統計調査調査の改正について

統計法施行令（昭和24年政令第130号）第1条の3の規定に基づき、別添「工業統計調査の改正計画（案）」について、統計審議会の意見を求める。

#### 理 由

経済産業省は、工業統計調査（指定統計第10号を作成するための調査）について、近年、製造業に属する事業所においてサービス事業活動を始め多様な事業活動が実施されていることを踏まえ、製造業の実態をよりの確に把握するため、製造品出荷額等以外のその他の収入額等の調査事項を追加するとともに、統計の精度向上を図る観点から、構内請負事業所の捕捉の徹底等による準備調査名簿の整備を行った上で、平成19年調査から実施することを計画している。

今回の計画については、統計需要への的確な対応、調査の効率的実施等の観点から検討する必要がある。